

平成20年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

議事日程〔第3号〕

12月17日(水曜日)午前10時 開会

開議宣告

日程第1 第75号議案から第82号議案までについて委員長報告

(質疑・討論・表決)

日程第2 第83号議案及び報第10号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 第84号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 意見書案第4号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22名)

- 1 番 近藤 紀 男
- 2 番 成重 博文
- 3 番 安達 隆
- 4 番 尾上 真一
- 5 番 山田 秀夫
- 6 番 松本 博彰
- 7 番 中山田 健晴
- 8 番 河野 徳久
- 9 番 明石 光子
- 10 番 土谷 力
- 11 番 村上 和人
- 12 番 鴛海 政幸
- 13 番 後藤 龍太郎
- 14 番 安東 正洋
- 15 番 北崎 安行
- 16 番 川原 直記
- 17 番 河野 正春
- 18 番 山本 博文
- 19 番 菅 健雄
- 20 番 堂園 慶吾
- 21 番 徳永 浄
- 22 番 大石 忠昭

欠席議員(0名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増田 正義
議事係 長	清水 栄二
書 記	安藤 雅俊
書 記	近藤 浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	都甲 昌勲
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	尾形 雄治
市参事兼総務課長	佐藤 良雄
市参事兼真玉市民センター長	
	山田 泰憲
市参事兼香々地市民センター長	
	安東 洋義
市参事兼環境課長	水江 義和
市参事兼消防長	福光 博文
企画情報課長	中嶋 栄治
財政課長	野村 信隆
税務課長	尾造 正直
市民課長	河野 英男
保険年金課長	南松 豊久
子育て・健康推進課長	岩永 澄雄
商工観光課長	桑原 茂彦
農林振興課長	井上 晃一
農地整備課長	後藤 則隆
建設課長	河野 義雄
下水道課長	佐當 公夫
水道課長	甲斐 好信
人権・同和对策課長	安東 正洋
総務法規・秘書係長	飯沼 憲一
総務課 専門員	岩本 力

教育庁

教 育 長	河野 潔
総務課長	奥田 秀穂
学校教育課長	早田 義司郎

議長(中山田健晴君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

議長(中山田健晴君) 日程第1、第75号議案から第82号議案までを一括議題といたします。
これより委員長の報告を求めます。

12月17日

議長（中山田健晴君） 総務委員長山本博文君。
総務委員長（山本博文君） 皆さんおはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る12月11日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第75号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、歳入、歳出それぞれ、1億4,168万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、135億3,954万3,000円となり、当初予算に比べ1.4パーセントの増となっています。

歳入の主なものは、補正財源を補うため、平成19年度繰越金の保留分を予算化した繰越金です。

次に、歳出については、

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費
25節積立金

これは、財政調整基金積立金として、平成19年度繰越金の法定積立を行うものです。

2款総務費 2項徴税费 2目賦課徴収費 13節委託料

これは、平成21年10月より、65歳以上の年金18万円以上の受給者を対象に、住民税の公的年金から特別徴収が実施されることから、新たに電算システムを整備するものです。

その他1款議会費、2款総務費中1項総務管理費、1目一般管理費、2項徴税费、1目税務総務費、4項選挙費、6項監査委員費及び9款消防費については、組織改編及び人事異動等に伴う一般職職員の人件費等の調整を行っています。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第75号議案の内、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第79号議案、「平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）」は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っています。

補正額は24万円の増額で、補正後の予算総額は8億7,222万7,000円となっています。

第80号議案、「豊後高田市常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び豊後高田市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、県内他市と

の均衡を考慮し、常勤特別職の職員及び教育委員会教育長の扶養手当を廃止し、新たに通勤手当を措置するよう所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

以上審査の結果、第79号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第80号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長（中山田健晴君） 社会文教委員長後藤龍太郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君） 皆さんおはようございます。社会文教委員長報告をいたします。

去る12月12日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第75号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。その内容としては、

2款総務費 1項総務管理費 14目諸費 23節償還金

これは、児童手当、児童扶養手当、児童施設入所措置費に係る償還金及び障害者自立支援法に係る給付事業分、生活保護費給付事業分に係る次年度精算に伴う国・県への償還金です。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目保健予防費

これは、乳幼児医療費助成の拡大に伴う補正を行っています。

その他、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費中1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2項清掃費及び10款教育費については、一般職職員の人事異動等に伴う人件費等の調整を行っています。

次に、債務負担行為の補正については、学校給食調理業務等委託事業を平成21年4月1日からの実施に向け、業務委託契約事務を進めてきた結果、諸準備が整ったため、平成20年度内に公募による業者の選定を行い、業務委託のための仮契約を締結するため、債務負担行為の補正を行うものです。

審査の中で、委員から、学校給食調理業務の委託業者の選定については、公募するということだが、委託業者の予定者はあるのか。あればそれは、市内業者か、市外業者かという質疑が出され、執行部か

ら次のような説明がありました。

公募する委託業者については、市内に本店を設置することを条件としている。その他、食品衛生法上の基準に適合する業者とかも条件に加えている。

これに対し委員より、なるべく市内業者に委託できるように努力してほしいという意見が出されました。

また、他の委員から、食育、地産地消の問題を充分検討して、子どもたちにどういう形が一番いいのか検討し、業者選定をしてほしいという意見が出されました。

審査の結果、第75号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第76号議案、「平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費並びに前期高齢者納付金が当初計画を上回る見込みとなったため、その不足分を補正するものです。その財源については、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金で措置しています。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,323万8,000円の増額です。

第81号議案、「豊後高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」は、厳しい経済状況の下、子育て中の保護者が少しでも子育てしやすい環境づくりをするために、平成21年4月1日から医療費の一部自己負担金の無料化を就学前まで拡大し、子育て世帯の経済的支援を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

第82号議案、「豊後高田市立幼稚園条例の一部改正について」は、真玉小学校区以外から多くの園児が通園している現状を考慮し、付属幼稚園を単独幼稚園に変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第76号議案、第81号議案及び第82号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長(中山田健晴君) 産業建設委員長安達 隆君。

産業建設委員長(安達 隆君) 皆さんおはようございます。産業建設委員長報告をいたします。

去る12月15日、産業建設委員会を開会し、本

会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第75号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出の内容としては、

6款農林水産業費 2項農地費

これは、昭和21年から昭和44年にかけて国営事業で造成された干拓地の土地改良施設が40年有余を経過し、樋門、水路、堤防等が老朽化しているため、施設の機能診断を実施するため、干拓地の作付調査や担い手調査及び水利利用ポンプ施設別維持管理費等の調査費として、広域基盤整備計画調査事業委託金を補正するものです。

6款農林水産業費 3項林業費

これは、事業実施にあたって、農林家の方々の希望を募った結果、当初見込みを上回ったため、補正を行うものです。

総事業費で約1,400万円、面積で5.14ヘクタールとなっています。事業実施場所については、加礼川、大力、森、草地、臼野地区で実施されます。

また、本年度、県も本市の取り組みを評価して、県単事業を創設してくれているということです。

7款商工費 1項商工費 2目商工業振興費

これは、各個店等から共同して宅配サービス事業を取り組む場合に、人件費や事務費などその事業に要する諸経費から利用者及び加盟商店から得た収入を差し引いた差額に対して、市が補助するというものです。これについては、県により本年度創設された補助制度を活用して実施するものです。

なお、経過については、本年10月に個店対策という公平な視点から、商工会議所、西国東商工会等を通じて、スーパーを除くという条件で、事業実施主体の募集を行ったところ、高田地域の商店街を中心とした任意のグループが応募し、県の制度を活用するという前提で、補助限度額の支援を行うものです。補助率については、2分の1となっています。

8款土木費 5項都市計画費及び8款土木費 7項下水道費

これは、いずれも一般職職員の人事異動等に伴う人件費等の調整を行うため、各特別会計への繰出金の調整を行っています。

その他、6款農林水産業費中、1項農業費、4項水産業費、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、8款土木費1項土木管理費及び8款土木費2項道路橋りょう費については、一般職職員の人事異動

12月17日

等に伴う人件費等の調整を行っています。

以上審査の結果、第75号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第77号議案、「平成20年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っています。

第78号議案、「平成20年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っています。

以上審査の結果、第77号議案及び第78号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長(中山田健晴君) 以上で委員長の報告を終わります。

これよりただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。

私は第75号、80号議案に反対討論、第81号議案に賛成討論をいたします。

最初は一般会計の補正予算についてであります。一つは、来年10月から住民税を年金から天引きをする、介護保険料と同じように住民税も特別徴収をする、そのための電算システム委託料、それから学校給食調理業務委託料などの予算が含まれておりますので、当初予算に続き、この補正予算にも反対いたします。

次は、市長、副市長、教育長の扶養手当の廃止、新たに通勤手当を措置するための条例改定議案であります。扶養手当の廃止は当然であります。しかしながら、また新たに通勤手当を支給することには反対です。

私は今年の6月議会の一般質問におきまして、こ

の特別職などの扶養手当の廃止を要求いたしました。市長はこの大事な問題に答弁に立たず、総務課長に、今後検討してまいりたいと答弁をさせました。そのあと、私は再質問においても、扶養手当というのはあくまでも本人の申請に基づくものであると、で、新たな教育長については辞退をしていることも紹介をしまして、市長も副市長も辞退をするように要求をいたしました。

大分県内では、市長、副市長の扶養手当の支給をするための条例を制定しているのは豊後高田市と大分市だけあります。実際に扶養手当を受けているのは、市長が支給を受けてるのは豊後高田市の永松市長だけあります。その額は1ヶ月が1万3,000円。この扶養手当にも期末手当が加算されますので、それを合わせますと、この条例を設けているために永松市長には期末手当分を含めまして、1年間に19万8,000円の支給がされています。6月議会で指摘を受けながら、いまだに辞退をしていないばかりか、廃止をするための条例の改定議案も提案せずに、ようやく今回提案した議案、それは、来年1月から扶養手当は廃止するが、その代わりに通勤手当を新たにつけるという内容のものであります。

経済不況の嵐が吹き荒れて、その煽りを受けて、市民の生活もかつてないひどいものになっておりまして、もう先行きはどうかと、本当に市民は不安にさらされておりますが、県内では、永松市長だけが扶養手当をもらい続け、来年1月からようやく廃止をすると、その代わりに通勤手当をつけるということは、市民の同意を得ることはできないと思います。市長は、まず黒塗りの公用車を廃止をする、そして1月からは自分の車で通勤をするよう改革すべきであります。

さらに、市長は任期ごと、4年間で計算しますと、約2,000万円の退職金をもらってきていますが、今期の退職金については、まだ来年3月議会がありますので、3月議会に退職金を廃止する。どうしても全面廃止できなければ、半額でも減額する、そのための条例改定議案を提案することを要求し、討論といたします。

次が、乳幼児医療費助成を就学前まで拡大する条例改正議案についてであります。通院については年4回、入院については14日間を、もとい、いま入院については年じゃなくて1ヶ月に4日間、入院については14日間を限度に1回500円の一部負

担金を負担させていましたが、来年4月からは、その自己負担分を市が助成するという改正であります。

広瀬知事が、一昨年の5月に、この乳幼児医療費助成制度の改定を検討していることの情報を得まして、私は、その直後の一昨年の6月議会でそのことを紹介しながら、乳幼児の医療費の改定を訴えました。その後も、何度も、子育て支援をやっぱりこう、子育て支援の重点事業の一つとしてこの乳幼児医療費助成制度の拡充を要求をし続けてきました。豊後高田市も3歳未満児の自己負担分を助成する、今度は来年4月からは就学前まで、その助成を拡大して無料化に踏み切ることになりました。そのことは、保護者の経済的援助になるものであり、賛成であります。

今後は、せめて小学校を卒業するまでの医療費の無料化は、国の制度として実施をさせるように、それまでは県の事業を拡充をさせて、市の財政負担の軽減を図る。そのために、市長は政府や県への働きかけを強めることを要求し、討論といたします。

議員各位のご賛同を求め、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中山田健晴君） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第75号議案及び第80号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第75号議案及び第80号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第75号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第75号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第75号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第80号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第80号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第80号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

議長（中山田健晴君） 日程第2、第83号議案及び報第10号を一括議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、追加提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

第83号議案の豊後高田市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、一定の要件を満たす医療機関等において出産した場合は、出産育児一時金の額を現行の35万円に3万円を加算するものでございます。

報第10号の損害賠償の額の決定及び示談につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので、報告するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案及び報第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 議案質疑をしたいと思っております。

83号議案についてですが、1月1日からこの条例改定を実施しようということで評価いたしますが、豊後高田市の場合、なかなか子育て支援の事業に取

り組んでも、若い人が定住して子どもさんを出産する機会が少ないんですけれども、今回この条例改定によって恩恵を受ける対象者、年間ペースでいきますと、どれぐらいが見込まれるんでしょうか。

次が報第10号についてであります。

この説明書によりますと、市道の溝蓋の管理不備によって損害弁償を支払うことになるということなんですけれども、この事故の原因から見て、市の市道の管理責任をどのように感じておられるのか。同じような箇所がないかあるかね。もう総点検をして是正をされたのかどうか。例えば高田県土木事務所で言うならば、1箇所あるならば、もう直ちに全管内を調査をして、もう一気にガードレールをばーっとつけたことがあります。私の知人の事故があった場合ですね、すごい対応でしたね。それに比べて、これまでも豊後高田では、市道の穴ほげがあって、バイクがその穴に落ちて事故があると。そのときも損害賠償を払ったことがありますけども、そのときの対応も非常に悪くて、私問題にしたことありますけれども、今度の場合、この事件以後に担当課はどのような調査をされ、あるいは補修事業などをやったのか、その辺お尋ねをいたします。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長(南松豊久君) 出産育児一時金の支給対象者の数ですが、本年度国保加入者の中では28名を予定しております。12月時点までの支払件数は18名でございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 農地整備課長後藤則隆君。

農地整備課長(後藤則隆君) 5月時点では異常はなかったのですが、その後、工事車両等の交通量が多かったため破損したものと考えられます。その後、担当課として点検を実施しました。今後はこのような事故が起こらないように、定期的に点検を実施してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 再質疑をいたします。

この損害賠償の件なんですけれども、農道の関係では、最近では213号線からこの広域農道につながる、あの仁王さんのある向こう側ですね、側溝の事故がありましたわね。そのときにも、今後こういうことのないようにということで指摘をしたと思うんですけれども、まあ、また今回こういう事故が起こってます。でもいまわかるのは、その農道関係

では、今後そういうことのないようにしようということであって、私がいま、最初指摘したように、直ちに総点検をやるということは、市長、あなたは指示をしてないんですかね。やっぱ直ちに、事故が起こってからでは遅すぎるんですよ。いや、保険かけとるから、これ済まされない問題なんですよ。命に別状がある問題だって起こるわけですから、やはりこの、杵築の場合、キヤノンで失業を受ける方を今度臨時雇用で雇い入れると。よく聞いてみましたら、やはり高田と違って道路の市道の草刈りをやらせる、道路の穴ほげなんか全部直営でやると、そのためにやらせるようなんですけれどもね、高田の場合はなかなかね、もう市道の草刈り問題も、前からそういう問題提起してるんですよ。いままで、杵築などは市役所のOBで組織させて草刈りやらせるとかやってましたけどね。私がいま問題にしてるのは、こういうもう事故が起こって問題にされるんじゃないくて、事故を起こさないようにね、この穴ほげの問題も同じことを、だから私は問題にしてるんです。市道の穴ほげの問題、側溝の問題ね。だから、いまは農道の関係の担当課長が答えましたけれども、一番多いのは市道の関係なんですよ。市道でもう簡易舗装の部分はもう随分なくなりましたけれども、それでもね、私なんか市内をいつもこう一巡してますからね、よくわかるんですけど、何度も担当課に穴埋め要求したことがありますけれどもね、もうひどいでしょう。例えばあの213号線から佐々木食品に行くあの市道ですね、前の課長なんか、あっこを舗装するんだと言いながら、いまだに舗装しない。いや、会社のほうが仕事を休めないから工事ができないからと言いながらね、するんだするんだと言いながら、しないまま、いつもいつも穴がほげて、こう補修ばかりやってるんですけどね。

私問題にしてるのは、こういう事故があったら、それは農道であっても、事故の発端は農道であっても、市道の関係ね、市の公共施設の関係で欠陥はないのかと、ね。例えば学校の遊具の問題でも事故があったら直ちに県の教育委員会が指示してやらせるでしょう。市長は、今度の側溝の問題であるんならば、農道であったんだけど、市道も大丈夫かと、直ちに総点検をやりなさいという指示を出してですね、万全を期するべきだと思うけど、そういうことをしなかったのかどうなのか、市長、その辺を聞いておきます。

市長が指示したんかしないのか。昭和の町だけじゃ

ないじゃろうが。

議長（中山田健晴君） 建設課長河野義雄君。

建設課長（河野義雄君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

現在、市道の穴ぼこ等補修につきましては、建設課のほうで市の職員の通勤時などに、道路についての穴ぼこがある場合については調査を依頼して、その都度報告をもらい、そういう穴がほげてる場合には早急に建設課のほうで対応するという態勢をとっております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） いま答弁になってないです。穴ぼこをどうしてるかという質問をしたんじゃないんですね。いろいろ意見を述べましたよ、意見として述べたんだけどね、質問してるのは、そういう事故があった場合、今回の場合は農道の側溝ということなんですけどね、農道の側溝ということで、こういう損害賠償を払うことになったわけよね。まあ怪我が軽くて済んでよかったと思うんですけども、損害が軽くて済んだと思うんですけども、そういうときに市長はね、市道の側溝はどうか、市道の穴ぼこはどうか、二度とこういう同じような事故を起こすことのないように、管理責任が問われるよ。だから直ちに総点検をやれと、危険箇所については改善を図れという指示をしたのかどうかちゅうことを聞いているわけよね。県との対応の違いを私は問題にしてるんですよ。いや、元私も県の部長をしていましたから、県高田土木事務所に負けにくいぐらいやりましたというならそれでもいいんですよ。私はそれをわからんから聞いているのにな、いまの課長のそんな答弁求めたんじゃないんですよ。そうでしょう、よく聞いてごらん。質問ちゅうのは、いろいろ言っても質問の部分ちゅうのはどの部分なのかね。市長に答えてもらえんですかね。そういうのを教訓にすべきじゃないですかと。保険があるからいいんじゃないちゃ、それじゃあいかなわけですよ。市長どうですか。今後そういうのを教訓としてもらいたいと思うんですが、どうですか、それは。

もうちょっといきましょう。前だってね、いま都甲さんが副市長してますけどね、同じことなんです。高田高校のすぐ横にね、堀があるでしょう。あそこで飛び込んで亡くなったんですよ、小学生がね。そのときだってね、やっぱ議会で大問題にされないとね、補修しなかったんですよ。大問題にした結果、

あのときに、その堀を含めて全部で7箇所でしたかね、約500万かかりましたけど補修したんですよ。問題にならないとね、議会で問題にならないとしないという姿勢を私は問題にしてるんですよ。

いまわざわざ課長がね、通勤の職員に云々と言われました。ほんならね、例えば、ここの市役所から花いろに向けての桂川の道路あるでしょう。あれなんかは、議会だよりの中で、川原の前の区長さんから、ずっと街路灯をつけてくれという要望があったんですよ。しかし、それはいまだにつかないんじゃないけどね、つかないこといま問題にしちよるんじゃないですよ。問題にしてるのは、せっかく市の予算で造ってるね、市が管理してる街路灯がいま、消えたままなんです。いつだれが気が付くか、私ははかってるんだけど、いまだにまだね、電気料は払っています、調べてもらったら。ついてなくても電気料だけは払ってる。そげなんは、ここをこの道路を相当な人が通る、市の職員が通ると思うんだけどね、そんな気が付かないんですかね、職員は。そげなんはね、やっぱりね、ただ一般論じゃなくて一般職員がね、通告せんのが悪いんじゃないかとね、やっぱ担当を決めちよってね、その課の課長がね、そういうのはよく目配りをするような課長じゃないと、市長の顔だけ見るような課長じゃなくてね、市民生活はどうかというところにね、目を向ける課長になってもらいたいと思うんですけどね。あなたが質問しないのに答弁するなら、その街路灯についての答弁してくださいよ。

そら議長、市長が指示したんかしらないか、ちゃんと答えな悪いんじゃないねえんな。

議長（中山田健晴君） 報告に対する議案質疑であります。議案に対する質疑を超えてますんで、その辺を、

22番（大石忠昭君） なぜ超えてるかえ。なぜ超えてるかえちゃ。

議長（中山田健晴君） だから議案に、報告に対する質疑をお願いしますということなんです。それは範囲を超えてますんで、答えがあれば答えさせますけど、なければこれで終わります。

22番（大石忠昭君） 答えさせてくださいちゅうんよ。どの部分が超えた、私は市長にね、指示したんかどうかちゅうことを聞いとんのが、超えてますか、それを。この議案質疑に超えてますか。

議長（中山田健晴君） 超えてます。

22番（大石忠昭君） どうしてですか。

12月17日

議長（中山田健晴君） 議案については農道の関係の事故に対する議案を出してるんです。

22番（大石忠昭君） そうですよ。

議長（中山田健晴君） その議案についての質疑をお願いしますと言ってるんです。あなたは一般論まで、市道までの範囲になってるわけです。だから私が注意してるわけです。

22番（大石忠昭君） それはちょっと議事進行について。議事進行について。

議長（中山田健晴君） 内容は何かですか。

22番（大石忠昭君） その問題についてです。議長の発言についてです。私もね、もう38年間議員をしてますけどね、そんなね、これがいまの私の質問が議案質疑の範囲を超えてるなんていう議長は初めてですよ。豊後高田市議会の市議会史上に汚点を残しますよ、中山田議長。

議長（中山田健晴君） 結構でございます。私の判断でございますので。お座りください。

22番（大石忠昭君） あくまでもね、議長というのね、市民の目線、市民の立場に立つべきじゃないんですか。

議長（中山田健晴君） お座りください。

22番（大石忠昭君） 市長の顔色ばかり見てね、市長に答弁をさせきらないんですか。

議長（中山田健晴君） 私は。

22番（大石忠昭君） そら問題ですよ。議長として。

議長（中山田健晴君） 議長として議事を正確に進めさせていただいています。

22番（大石忠昭君） 議長として問題です。

議長（中山田健晴君） 関係ありません。

22番（大石忠昭君） 市長に答弁させてください。

議長（中山田健晴君） お座りください。

22番（大石忠昭君） 座れち言われんでん座る。質問が終わったら。

議長（中山田健晴君） 執行部答弁ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

（22番（大石忠昭君） 答弁がない、ないでいいんかい、議長は。権限があるじゃろうが。市長に答弁させる。）

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

（22番（大石忠昭君） 議長は市長に答弁させる。）

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 12番篤海議員、なんでしょう。

12番（篤海政幸君） 議長の許可を得ましたので、1点だけちょっと質問をしてみたいと思います。

いま、大石議員からの指摘、この84号議案の報第10号の件でございますが、内容的につきましては、ここに記載しておるように、地方自治法のいわゆる第180条第1項の規定に基づくところ書いてあるので、私はこの損害賠償の決定については異議はございませんけれども、この事故の内容を見ますと、市道ではない農道の側溝の蓋と、こういうふうになっておるわけですが、こういういわゆる事故、これが合併して農道は非常に多種多様に農道はあるわけなんです、市道の側溝の蓋ということになれば理解ができますが、農道の側溝についての損害賠償、これについては、私はまあ理解が非常にできない点があるわけなんです、この180条の内容について、農道をいちいち全部市が負担行為、損害賠償請求があってからそれに準用していくということについては、非常に私は問題がある。というのは、相手が市だから何でもかんでも市に損害賠償の請求と、こういうふうな形をとられると、今後本当に担当課長はもう大変大きな迷惑をすると同時にですね、私は以前質問した経過があるわけなんです、いまここに全部座っておる管理職、管理職あるいは職員の方が、各地域からこの市役所に通勤しておる人たちが多いわけなんです。各地域あるいは部落。そういう人たちは、いわゆるいま大石議員が指摘するように、点検そのものは非常に私は厳しいと思うんです。全部の点検ということについては、担当課長だけでは到底でき得ない。だから私はそういった状況を、いわゆる通勤、それから通勤する都度都度、やはりそういう箇所を見つけたらすぐ担当課に報告するところというふうなことで、私は市長の指示があるなしにかかわらず、担当課長はおそらく総務課長を中心に協議等は毎週行われておると思うんですよ。そういうときにそういうような指摘をして対応することは非常に望ましいんじゃないかというような気がするわけなんです、質問の内容は、農道でもってこういう損害賠償を出さねばならないのかということ、若干質問じゃなくて、答弁していただきたいと思います。

議長(中山田健晴君) 農地整備課長後藤則隆君。
農地整備課長(後藤則隆君) 議員さんが申し上げましたように、今回の農道はほ場整備地区内の農道ではなく、一般の農道と。申し上げますと、7.5メートルの幅員の農道でございまして、申しますと市道と同じような形の農道でございます。その農道の側溝の蓋がちょっと破損して、今回事故が起こったというようなことで、これについては道路保険で対応ということしております。

以上でございます。

12番(駕海政幸君) 議長いいです。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第83号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案については、原案のとおり可決されました。

議長(中山田健晴君) 日程第3、第84号議案を議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第84号議案の人権擁護委員の推薦につきましては、平成21年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、衛藤民子氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 第84号議案に質疑をしたいと思えます。

基本的な質疑なんですけれども、人権擁護委員さんは任期中にですね、どれぐらいの頻度で会議が行われ、任期期間中に主な役割というんですかね、この人がたの任務、お仕事というのはどういうもので、それに伴う報酬的なものですね、費用弁償的なものは任期期間中どれぐらいのものが見込まれているのかね、ちょっと基本的なことを説明してもらえませんか。

議長(中山田健晴君) 人権・同和対策課長安東正洋君。

人権・同和対策課長(安東正洋君) お答えいたします。

人権擁護委員につきましては、豊後高田市におきましては7名の方が職務にあたられております。で、基本的には人権擁護委員さんにつきましては無給でありますので、給与等はありません。

仕事内容でありますけれども、基本的には、相談活動を主体といたしまして、よくあります特設人権相談所という形ですね、いろんな形で市報等でもお知らせをしておりますけれども、定期的に人権相談等を行っております。それから啓発活動も当然いろんな企業回り等々行っていきながら企業啓発等も行ってあります。

人権擁護委員さんにつきましては、法務大臣が委嘱するようになっておりますので、そこら辺で、特に市のほうと連携をしていながら、豊後高田市の人権擁護について活動をしているところであります。

以上であります。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(22番(大石忠昭君) 原稿なしで立派な答弁しましたんで、ありません。ほかの課長も真似してください。)

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いた

12月17日

します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第84号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案については、これに同意することに決しました。

議長(中山田健晴君) 日程第4、意見書案第4号を議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第4号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」についてです。

ご案内のとおり、我が国におきましては昭和30年代以降、日本経済の高度成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて、労働力として若者を中心に大幅な人口移動が起きました。

そのため、大都市地域では人口集中による「過密」問題が起こる一方、農山漁村地域では、地域を支えるべき若年層人口の減少により、地域産業の担い手不足などにより生産機能が低下するとともに、基礎的な生活水準の確保が困難になるといった深刻な「過疎」問題が生じました。

こうした地方の「過疎問題」に対処するために、国においては昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、昭和55年の「過疎地域振興特別措置法」、平成2年の「過疎地域活性化特別措置法」、そして平成12年に制定された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に至る4次の特別措置法のもとで、生活環境の整備や産業の振興など、過疎地域において総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきた結果、一定の成果は上げてきたところでございます。

しかしながら、現在においても過疎地域においては依然として人口減少と高齢化が特に顕著に進行し

ており、地域産業や地域活力の衰退に加え、公共交通の廃止や地域医療問題、さらには耕作放棄地の増加や森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、近年においては「限界集落」ということばにも代表されますように、多くの集落が消滅の危機に瀕しているなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しております。

平成17年国勢調査では、過疎地域における人口は約1,068万人で、全国の人口の約8パーセントに過ぎませんが、その面積は日本国土の半分以上を占めています。いわば過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また大部分が農山漁村地域であるため、都市部に対する食料・水資源の供給や国土の保全、自然環境の保持、地球温暖化の防止など多面的かつ公共的な機能を担っており、国民生活にとって重要な役割を果たしていることから、こうした機能は未来の世代にも引き継いで行かなければならないものであります。

こうした中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなっていることから、過疎地域が果たしているこうした多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが必要となっています。

過疎地域に住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる場所として過疎地域が健全に維持されるということは、同時に、都市部をも含めた国民全体の安心・安全な生活の維持に寄与することにつながるため、今後も継続的かつ総合的な過疎対策を充実強化する必要があることから、新たな過疎対策法の制定を要望するものでございます

以上、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 提案者に質問をしたいと思います。

いま、この意見書案に書かれている以上に長々と説明があったんですけども、その中で、これまで4回にわたってこの特別措置法が改正されてきたと。引き続きということなんですけれども、その中で、一定の成果があったんだという評価をされました。この文章にもありますけれども、私はその提案者の土谷議員にお尋ねしたいのは、豊後高田市の場合、この法に基づいて振興計画書を策定し、議会で議決をしてきました。しかしながら、私の調査によりますと、なかなか、議会で満場一致で議決しながらその計画どおり事業が実施されない。積み損ねというのがもう毎回毎回かなりのものがありました。提案する以上、もうそういうことはどのように分析をされたのかね、その結果の提案なのか、いや分析されない、執行部から頼まれたから提案することになったのか、そのどちらなのか明らかにしてもらいたいと思います。

議長(中山田健晴君) 10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) ただ今の提案理由で説明した内容なんですけども、そこまで審議をしておりません。質問された内容については審議をしておりません。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) それでは、これまで新豊後高田市においてもこの過疎法に基づいて振興計画作ってるんですけども、その進捗状況をね、あと2年間での到達をどうみるかなどという審議はしてないよね。してないということはわかったんですが、それならば、市長から頼まれて、頼まれたから、まあ新たな法を作ってくれということを議会として議決して意見書を出そうということになったということなのかどうなのか、それとも土谷議員そのものが考えて発案したことなのか。

議長(中山田健晴君) 10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) お答えいたします。

提案は執行部からありましたけれども、委員会としてできるだけの審議をし、委員会の意見としてまとめて提出しております。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

議長(中山田健晴君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

” 堂 園 慶 吾